

政令第 号

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）第十三条第二項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「とする」を「及び空港アクセス鉄道整備費利子補給金とする」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十三条第二項第一号の給付金として、空港アクセス鉄道整備費利子補給金を追加する必要があるからである。